

# 福祉医療の所得制限判定方法の一部変更について

平成24年7月1日から、福祉医療(乳幼児等医療、こども医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療)の所得制限判定方法を、世帯(※)の市町村民税所得割税額(合計額)による判定に変更します。

## ○変更の考え方

現行では、世帯のうち市町村民税所得割税額最上位の方の当該税額が23.5万円未満である場合に助成対象としていますが、世帯の税額の合計額が多い世帯が認定される一方、合計額が少ない世帯が認定されないといった逆転現象が生じています。

こうした問題点を解消し、通常、生計は世帯単位で営まれることを踏まえ、より公平な所得制限判定を行うために変更するものです。

このため、これまで助成の対象となっていた方であっても、平成24年7月以降、助成の対象とはならない場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○現行と変更後の違い(乳幼児等(こども)医療の場合の例)

		(現行)		(変更後)	
例1	父の税額 : 23万円 母の税額 : 0万円	合計 23万円	23万円で判定 →助成対象	⇒	23万円で判定 →助成対象
例2	父の税額 : 23万円 母の税額 : 20万円	合計 43万円	23万円で判定 →助成対象	⇒	43万円で判定 →助成対象外
例3	父の税額 : 24万円 母の税額 : 0万円	合計 24万円	24万円で判定 →助成対象外	⇒	24万円で判定 →助成対象外

<参考>市町村民税所得割税額23.5万円の世帯収入(給与収入世帯モデル:父、母、子(8歳))

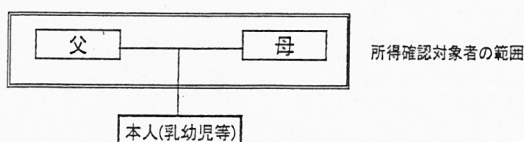
・父のみ収入あり:約730万円(注)

・父母ともに収入あり:約810万円(注)

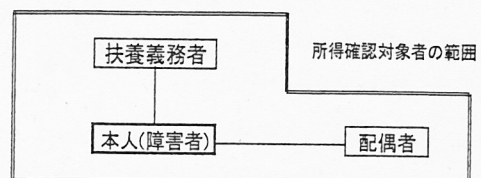
注)この収入未満であっても助成対象とはならない場合があります。

※世帯とは、所得制限判定を行う際、所得(税額)確認対象となるすべての方をいいます。

乳幼児等(こども)医療の所得確認対象者



重度(高齢重度)障害者医療の所得確認対象者



○ 本人(乳幼児等)の生計を維持する父母等

(父母が無収入等の場合は、本人の生計を維持する祖父母等扶養義務者)

○ 本人(障害者)の生計を維持する配偶者、扶養義務者。

※ お住まいの市町により、所得制限が異なる場合があります。

詳しくは、お住まいの市(区)役所、町役場へお問い合わせください。